



希望校の変更に関すること

Q 10. 希望校の変更はできますか？

希望調査票の提出後、希望変更受付期間（11月15日～21日）内に変更できますが、それ以降の変更はできません。（私立・国立学校等への入学が決定した場合を除く）

Q 11. 通学区域外の学校の就学通知書が届いた後に通学区域の学校へ変更できますか？

変更できません。就学通知書により就学校が決定した後は、特段の理由がない場合は就学通知書に記載された学校へ就学していただきます。



転居に伴う手続きに関すること

Q 12. 入学前に引越を予定していますが、学校選択はどうなりますか？

引越する時期により取扱いが異なりますので、区役所 教育支援担当（6622-9893）にご相談ください。

Q 13. 変更受付期間終了後の区外からの転入者も学校選択できますか？

変更受付期間終了後（11月21日以降）の転入者は、12月9日の抽選後に受入に余裕のある学校から選択可能です。（選択可能範囲の学校のみ）



国立・私立の学校を希望する場合

Q 14. 国立・私立の学校を受験しますが、希望調査票の提出は必要ですか？

必要です。提出されない場合は通学区域の学校を選択したものとみなしますが、国立・私立の学校への進学を希望する方も市立（阿倍野区内及び小中一貫校）の学校に就学することとなった場合の希望する学校名を記入して希望調査票を提出してください。

Q 15. 国立・私立に合格し入学が決定した場合に手続きは必要ですか？

届出が必要です。国立・私立学校から発行される「入学許可証」をもって、区役所で「指定学校外就学届」を提出してください。（1ページ参照）

補欠繰り上げをお待ちの方がいらっしゃいますので、すみやかに届出をお願いします。



その他

Q 16. 就学通知書をなくしてしまったのですが、どうしたらいいですか？

区役所 住民登録（6622-9963）で再発行が可能ですのでご連絡ください。なお、就学通知書はお子様の就学に必要な書類ですので失くすことのないよう大切に保管してください。

Q 17. 就学時健康診断はどの学校で受診してもいいですか？

学校選択制で、通学区域外の学校を希望された場合でも、通学区域の学校で受診してください。

※9月下旬以降に送付される、「就学時健康診断のお知らせ」ハガキでは通学区域の学校が記載されています。（52ページ参照）